

# 大館市秋田杉集成材等需要拡大事業費補助金交付要綱

平成17年4月1日

## (目的)

第1条 この要綱は、大館市が秋田杉の主産地であることから、市民が木造住宅を新築又は増改築する場合に、その費用の一部を建築主に補助する事により、秋田杉集成材等の需要拡大を図り、以て木材産業の活性化に資することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)木造住宅 木造の専用住宅又は店舗・事務所等併用住宅をいい、建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物で、共同住宅、建売住宅等を除き、建築主が居住する個人住宅をいう。
- (2)秋田杉集成材 市内の加工場で製造された秋田杉を原材料とする集成材の柱をいう。
- (3)秋田杉乾燥材 市内の加工場で乾燥した秋田杉材の柱で、日本農林規格(JAS)に適合するものをいう。
- (4)新築又は増改築 新しく家を建てること又は増改築することで、既存部分の面積が建物総面積の20%を超えるもの、模様替え、曳き家等は除く。
- (5)店舗・事務所等併用住宅 店舗、事務所等を併用する住宅をいい、店舗、事務所等の面積が建物総面積の20%を超えるものは除く。

## (補助の対象者)

第3条 市内において、延べ面積が70㎡以上で次条に定める要件を満たした木造住宅を新築又は増改築した者。

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、秋田杉集成材を3.0㎡以上使用したときは10万円、1.5㎡以上3.0㎡未満使用したときは7万円及び秋田杉乾燥材を3.0㎡以上使用したときは7万円、1.5㎡以上3.0㎡未満使用したときは5万円とする。ただし、補助金額の上限は10万円とする。

(事業の承認)

第5条 補助金の交付を受ける住宅を建築する者は、住宅の完成前に事業承認申請書(様式第1号)、出荷証明書(様式第2号)、建築確認通知書の写し、図面、木材使用計算書(木材調書)及び出荷証明書を添えて、市長に提出しなければならない。申請に不備が無い場合、市長は事業を承認し、速やかに事業承認通知書(様式3号)を送付するものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅完成後6ヶ月以内に、補助金交付申請書(様式第4号)、市長の承認を得た事業承認通知書、住民票全員の写し及び完成後の住宅の写真2枚を添えて市長に提出しなければならない。

(審査及び確認)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、書類等を審査するものとする。

2 秋田杉集成材及び、秋田杉乾燥材の使用は、出荷証明書により確認するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の審査及び確認の結果、補助金を交付することが適当であると認められるときは補助金交付を決定し、その旨を申請者に補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第9条 申請に虚偽があった場合、市長は、交付決定を取消し、申請者に補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。